

**辺野古新基地建設・埋め立てを止めよう！ 自然と暮らし、平和を守ろう！**

# **国の「違法」を許さない！ 住民の訴訟**

## **第5回口頭弁論に結集を！**

辺野古・大浦湾沿岸地域に住む住民15人が原告となり、沖縄県の「辺野古埋め立て承認撤回」に対して国土交通大臣が行った「執行停止」の取り消しを求めて提訴した（今年1月29日）訴訟は、4月5日の国交大臣による不当「裁決」を受け、裁決の取り消しと執行停止を求めて続けられてきました。裁判では、原告適格、行政不服審査法を悪用した沖縄防衛局の審査請求の違法性、請求を認めた国交大臣の裁決の違法性などが争点となっています。国の機関である沖縄防衛局が「私人である」という詭弁は通用しないと原告側は主張してきましたが、国はそれに正面から反論できていません。今回の口頭弁論で国がどんな詭弁を重ねてくるかに注目しましょう。

大浦湾の超軟弱地盤や活断層などに阻まれ先行きの見えない埋め立て工事を遮二無二強行し、自然破壊だけを残す愚行を一刻も早くやめさせるために、裁判の勝利を勝ち取っていきましょう！ 今回の原告意見陳述（浦島悦子）では、地域住民の暮らしと文化を支えてきた辺野古・大浦湾の自然の大切さを主張します。裁判は今回で結審の見込みです。多くのご結集を呼びかけます。

**日時：12月10日(火)**

**13:30 那覇地裁前 城岳公園集合**

**14:00 第5回口頭弁論(那覇地裁101号法廷／原告意見陳述：浦島悦子)**

**終了後、報告集会(城岳公園)**

訴訟原告団（団長・東恩納琢磨 連絡先：090-4409-1682 田仲）／辺野古弁護団